

学校や保育所等でケガをした場合の医療費について

お子様が学校や保育所等(以下「学校等」という。)でケガをしたときは、保護者の方は、医療機関に保険証を提示して医療費の自己負担分をお支払いいただき、お子様の在籍する学校等で災害共済給付制度の請求を行ってください。

福祉医療費助成制度は、利用しないでください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

**Q1 なぜ、学校等でケガをした場合は、福祉医療費助成制度を利用できないのですか？**

**A1** 学校等でケガをしたときのために、保護者の皆様は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入されています。学校等の管理下で負傷等した場合は、災害共済給付金として、医療費の自己負担分と見舞金を合わせた額が支給されることとなります。

福祉医療助成制度(カク福)は、医療費の自己負担分が他の制度等で賄われる場合には、助成対象になりません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

**災害共済給付制度のイメージ**

医療費総額が10,000円の場合 (小学生以上)

医療費総額 10,000円

医療保険給付 7,000円 (7割)	自己負担分※ 3,000円 (3割)	見舞金 1,000円 (1割)
--------------------------	--------------------------	-----------------------

災害共済給付金額 4,000円

**医療費総額の4割(3割+1割)**

※小学生未満の場合、自己負担部分が2割、見舞金が2割の医療費総額の4割が給付されます。

**Q2 学校等でケガをした場合に福祉医療費助成制度を利用したらどうなるのですか？**

**A2** 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、初診から最長10年間で給付対象になりますので、福祉医療費助成が対象外になった後も給付を受けることができます。また、災害共済給付には、障害が残った場合などの見舞金も含まれていますが、福祉医療費助成制度を利用した場合、これらの給付を受けることができなくなります。

さらに、災害共済給付制度で賄われるべき医療費の自己負担分を福祉医療費助成制度で市が負担すると、将来的な福祉医療費助成制度の安定した運営に支障をきたすことにもつながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。